

指導資料



鹿児島県総合教育センター

特別支援教育 第141号

—幼、小、中、高、盲・聾・養護学校対象—

平成18年5月発行

広汎性発達障害^{はん}の子ども^{はん}の理解と支援

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、広汎性発達障害が発達障害の一つとして位置付けられ、必要な措置を講じることが明示された。さらに、この支援法を受け文部科学省は、「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」の中で、学校においては自閉症の児童生徒に対する適切な指導の推進を図り、個別の指導計画等の作成を進めることを求めている。

このような時代の要請とともに、自閉症を含む広汎性発達障害の子どもへの支援については、各学校、関係機関等で様々な取組がなされつつあるが、その理解と支援はまだ十分とは言えない状況にある。

そこで、本稿では広汎性発達障害の特性や困難性を的確に把握するアセスメント（子どもに関する情報の収集と分析）と、一人一人の教育的ニーズに対応した適切な支援の内容、方策について述べることにする。

1 広汎性発達障害とは

広汎性発達障害（PDD）とは、WHOの診断分類（ICD-10）によれば、小児自閉症、崩壊性障害、非定型自閉症、レット症候群、アスペルガー症候群などが含まれる概念である。杉山(2001)は、その概念を図1のように構造化している。広汎性発

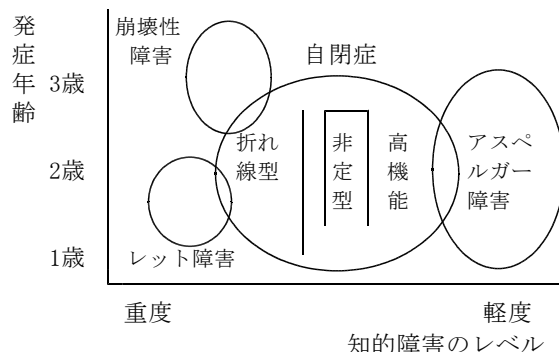


図1 広汎性発達障害の概念

達障害の大きな特徴は、「対人的相互交渉における障害」、「意思伝達に関する障害」、「行動、興味、活動が狭く、反復的で常同的なパターン」の三つの症状が見られることである。原因は脳機能の障害によるものと考えられている。広汎性発達障害の子どもは、感覚知覚の過敏性や視覚的情報処理の優位性など独特な世界を有している者も多く、周りの人々の誤解やかかわりの不適切さから生じる二次的な障害にも、十分留意する必要がある。

広汎性発達障害の子ども^{はん}の教育の場は、通常の学級や通級指導教室、特殊学級、更には盲・聾・養護学校と様々であり、それだけに子どもたちは多様なニーズをもち合わせている存在である。しかし、教育の場やニーズは違っても、広汎性発達障害に関する理解や支援についての基本的な在り方は共通する部分も多く、そのことをそれぞれの関係者が十分把握しておくことが重要である。

2 アセスメントの方法

広汎性発達障害の子どもをよりよく理解するためには、その障害特性を十分理解した上で、支援に直接結び付くアセスメントを行うことが重要である。

(1) 行動観察から

子どもの特性や困難性への気付きは、かかわりの深い教師による行動観察から始まる。特徴的な行動が、どのような場面で、どの程度現れるのかを具体的に整理することが大切である。

- ・ 学習場面や生活場面での様子
- ・ コミュニケーションや言葉の状態
- ・ 対人関係の状態 など

(2) 心理検査等から

ICD-10等による基本的な障害特性をチェックした上で、子どもの状態をより明確にするために、表1のような調査等を実施する。このことにより、個々の傾向を把握し、特有の困難性や課題などに関する情報を得ることができる。

表1 実態把握のための調査等

調査等名	内容
ASQ日本語版 (特殊教育総合研究所、東條らの作成)	自閉症のスクリーニング質問紙で、対人相互作用等、全39項目からなる質問形式による調査票
PEP-R (新訂版自閉児発達障害児教育診断検査)	TEACCHプログラムで用いられる検査で、七つの領域(発達尺度)で発達水準を評価
対人関係やこだわり等、行動面に困難を有する児童生徒のための調査票(試案)	特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が作成したチェックリスト

また、より細かな実態を探るためには、個別の心理検査等を実施して、適切な手だてへ結び付けることが重要である。具体的には個々の状態に応じ、新版K式発達検査2001や太田ステージ評価法などによる発達アセスメント、個別式の知能検査(WISC-III, 田中ビネーVなど)による認知特性の把握、S-M社会生活能力検査、ITPA言語学習能力診断検査などの実施が有用である。

さらに、標準学力検査や国語、算数・数学チェックリスト(当総合教育センター作成)などにより、学習面の習得状況をきめ細かに把握し、スモールステップでの丁寧な支援につなげることも大切である。

(3) 保護者等からの情報から

広汎性発達障害の子どもは、場面が変わることで状態も変わることが多い。また、二次的に派生していると推測される行動上の問題も見られる。子どもの全体像をつかむためには、家庭や地域の中での様子に関する情報も必要である。生育歴や療育の過程、行動範囲、興味・関心の対象、友達関係、余暇の過ごし方など、保護者との面接やアンケートなどを通じて、より多面的な情報交換に努めたい。

また、校内でかかわる教職員はもちろんのこと、保護者以外の関係者(医療、福祉、療育機関など)の見方やとらえ方を把握しておくことは、子どもに関する情報を共有し、支援の連携を図る上で大切である。校内委員会やケース会議などを活用し、十分なアセスメントを行うことで適切な支援に結び付けたい。